平成２２年（フ）第６２号
京都府与謝郡伊根町字六万部465番地の３
債務者　小﨑恵里子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第６３号
京都府与謝郡伊根町字六万部465番地の３
債務者　小﨑　　亮
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４３号
京都府綾部市位田町岩井114番地
債務者　川端　博行
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１２３８号
大阪府河内長野市木戸２丁目10番14―103号
債務者　南　　一郎
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２３９号
大阪府河内長野市木戸２丁目10番14―103号
債務者　南　　由実
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５５号
堺市東区北野田319番地７　日の出ハウス
債務者　松永　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６０７号
堺市北区金岡町310番地６　ソレアードユニティⅡ―205
債務者　伊藤みち子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６０９号
堺市北区新金岡町３丁１番17―103号
債務者　高橋　由美（旧姓阪東）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１１号
堺市中区福田320番地10　サンベルテ福田206号、前住所堺市南区深阪南174番地　ＹＦ深阪301号
債務者　吉田　利加
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６４４号
大阪府松原市天美東７丁目12番５―606号
債務者　吉岡　朋子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７０１号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番303―305号
債務者　久保下嘉樹
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７０９号
堺市南区原山台５丁６番１―605号
債務者　久木　邦子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８６９号
千葉県松戸市新松戸６丁目241番地　千代田貸家３号室
債務者　伊橋　輝美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７０号
千葉県松戸市和名ケ谷1315番地の14　アジュール松戸105号
債務者　石井　道明
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７８６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1826番地の７
債務者　岡田　　智
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８０１号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート６―203
債務者　若目田英雄
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８０２号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート６―203
債務者　若目田正子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２７号
神奈川県厚木市山際956番地23
債務者　安達　節子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部